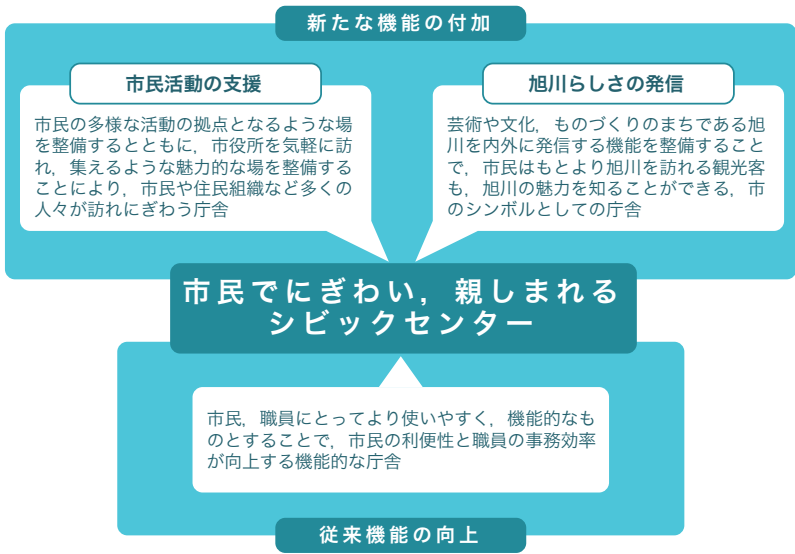


旭川市総合庁舎建替 基本設計（素案）

設計方針

新しい庁舎は、市役所としての従来機能の向上はもとより、市民が集える市民活動の支援拠点として、また旭川らしさの発信拠点としての機能を付加した、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」を目指します。



新庁舎の基本理念
『旭川市新庁舎建設基本計画』（平成29年1月）

■設計における基本方針

1.市民に親しまれ、利用しやすい庁舎

- ・全ての市民に質の高い窓口サービスを提供する分かりやすいゾーニング計画とします。
- ・全ての人が気軽に立ち寄りたくなる憩いの場を提供します。
- ・庁舎を利用する人、働く人、全ての人々が使いやすい庁舎とします。

2.まちづくりの中心となる交流拠点庁舎

- ・常磐公園へつながる7条緑道に、にぎわいが生まれる拠点としての庁舎を計画します。
- ・老若男女が集い、様々な活動ができる多目的な交流の場を用意します。
- ・広場に開放的に、開かれた市民活動がまちに溢れだす、活気ある施設づくりを行います。
- ・市内外の人々に旭川をアピールする場や、旭川の文化・伝統が感じられる場をつくり、市の産業振興に寄与する施設づくりを行います。

3.機能的で効率的な庁舎

- ・効率的なゾーニング計画で機能性を高め、スペースの有効利用を高めます。
- ・合理的な構造計画と設備システムにより、イニシャルコスト・ランニングコストをバランスよく削減した庁舎計画とします。

4.災害に強い安全安心な庁舎

- ・大地震にも強い耐震性を高めた庁舎計画とします。
- ・ライフラインの途絶にも自立可能な防災拠点としての施設計画とします。
- ・市民の個人情報適切に保護できる万全のセキュリティ管理計画とします。

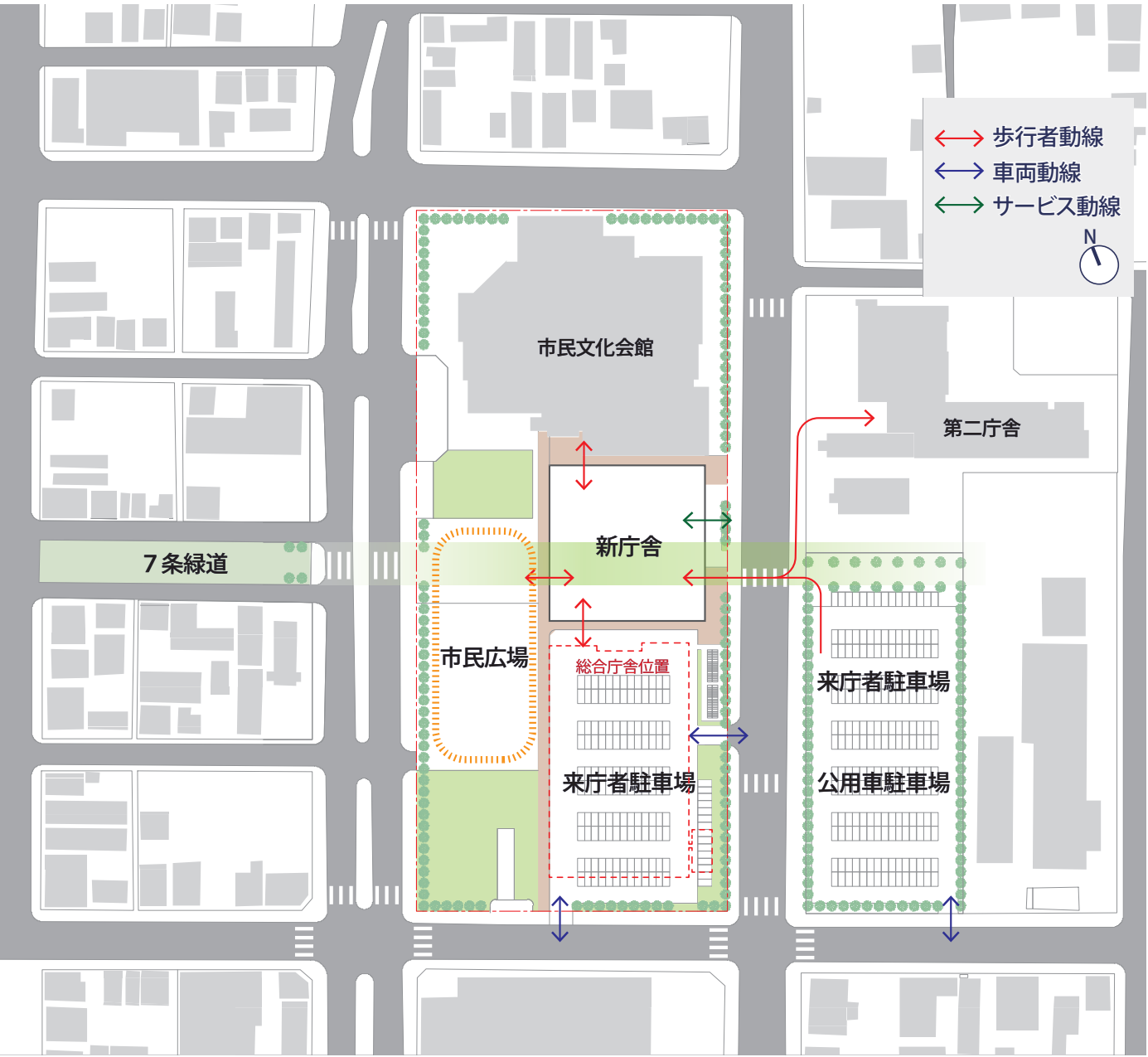
5.人と環境に優しい庁舎

- ・自然エネルギーを活用し、効果的な省エネルギーシステムを導入することで地球環境に配慮した庁舎を実現します。
- ・優れた機能・設備の更新性により、建物の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減を実現します。

配置計画

基本方針

- ・総合庁舎敷地のうち、総合庁舎と市民文化会館の間を新庁舎計画地とします。
- ・総合庁舎は、新庁舎建設ののち解体します。
- ・駐車場は来庁者用と公用車用を合わせて約400台整備します。
- ・身障者駐車場は建物出入口に近接して設けます。
- ・7条緑道の延長線上に新庁舎のエントランスを設ける他、周辺からのアクセスを考慮した複数のエントランスを設けます。



建物配置・交通動線イメージ

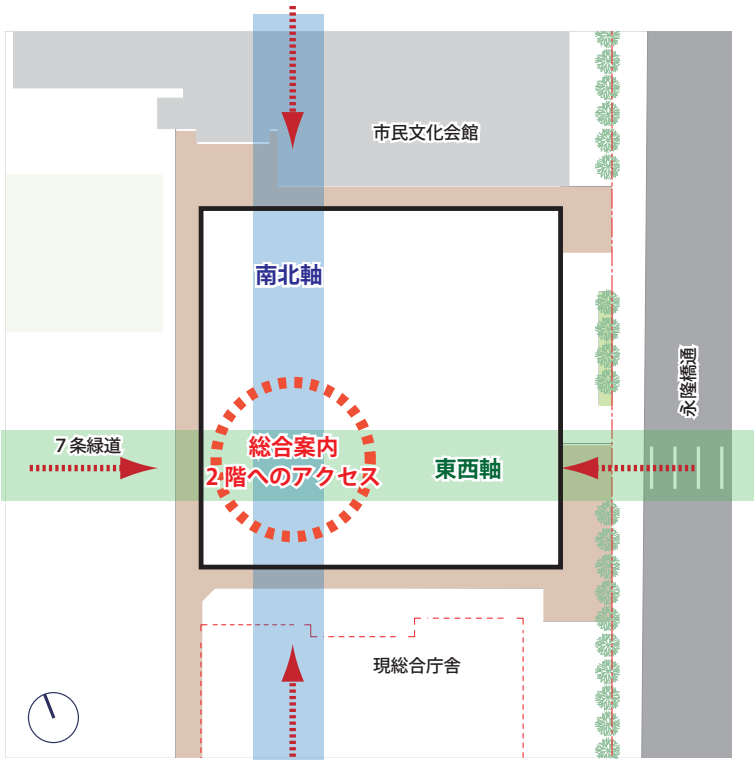
ゾーニング計画

■周辺環境と連携した動線計画

東西の軸線
7条緑道からの東西軸を建物内に引き込むことで、まちと連続したシビックセンター計画とします。

南北の軸線
将来構想における文化会館建替えも視野に入れ、南北に入口を配置して、文化会館や駐車場からの動線を確保します。

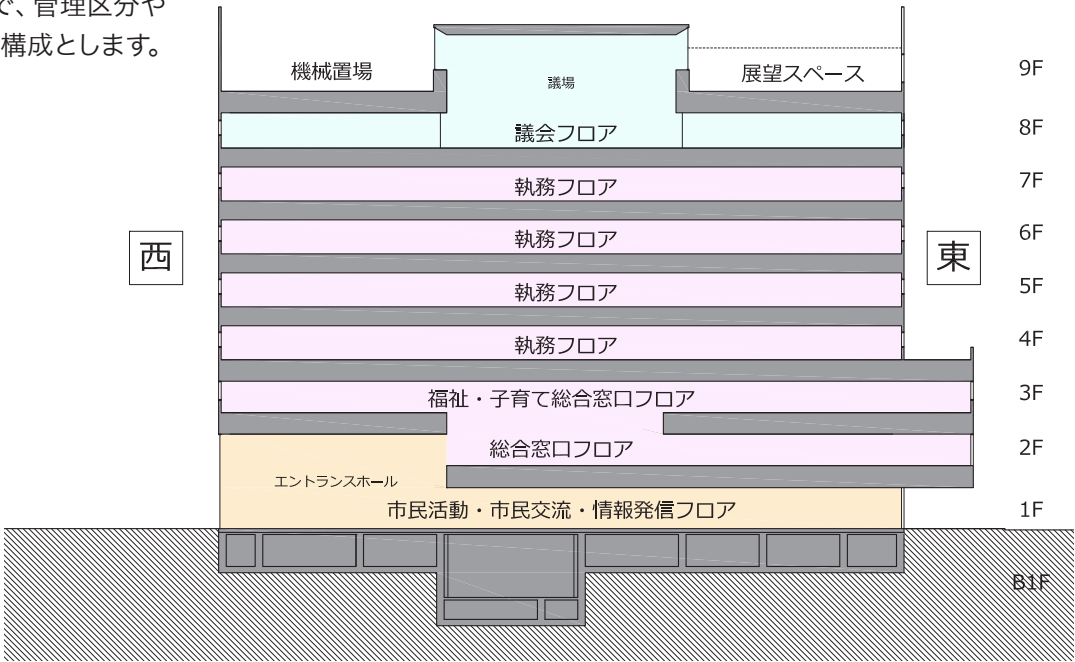
東西と南北の2本の軸線の交差点付近に総合案内や2階への動線を配置します。



エントランス動線イメージ

■明快なゾーニング

市民活動・市民交流支援スペース、窓口、執務スペース、議会それぞれをまとめて確保できるゾーニング計画とすることで、管理区分や動線計画に考慮した平面・断面構成とします。

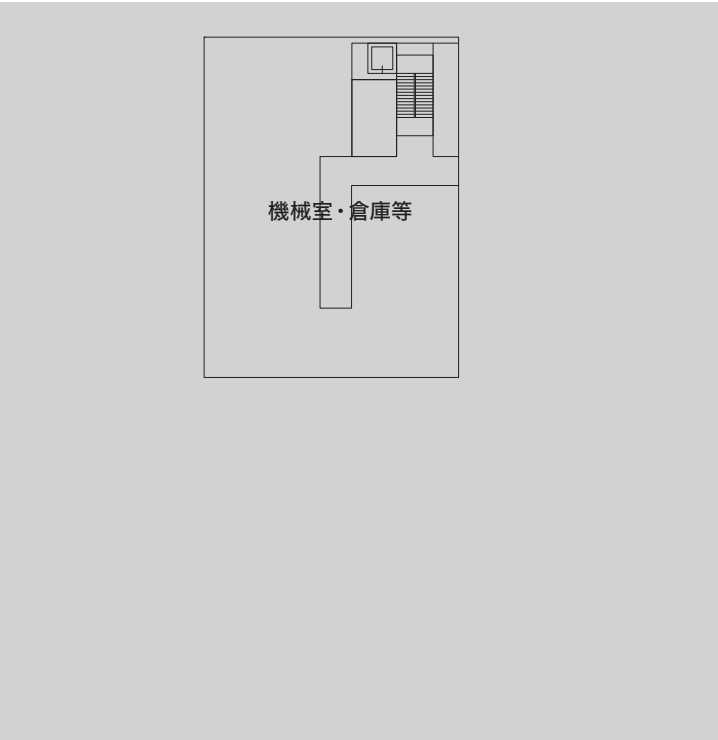


断面イメージ

各階平面計画の考え方

地下1階

地下1階には、庁舎内の物品保管の為に倉庫や機械室を配置します。



地下1階平面イメージ

1階

1階には、市民活動及び市民交流の支援機能、情報発信機能を配置します。

■親しまれる庁舎

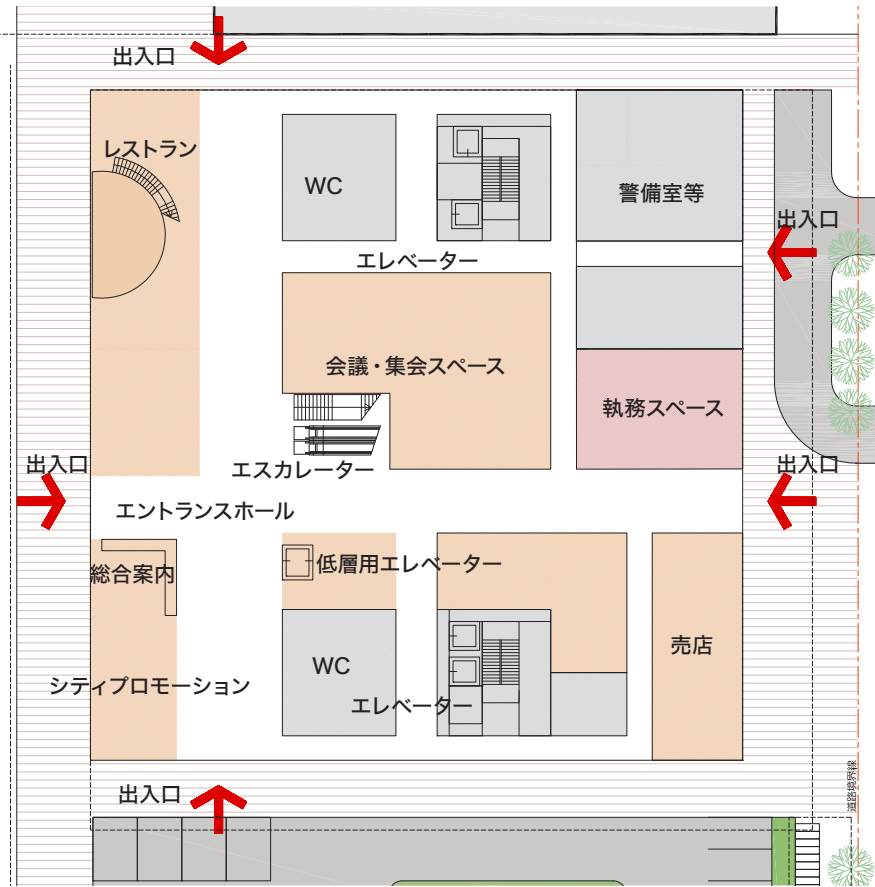
1階はだれもが気軽に訪れ、集うことができる場とします。

西側の広場に面した吹抜けにより、明るく開放的な計画とします。

また、2階への動線に配慮し、窓口フロアへ円滑に移動ができる計画とします。

■まちづくりの中心となる庁舎

市政やイベント情報のほか、地場製品や特産品など旭川の魅力を多くの人に伝えるシティープロモーションスペースを配置します。



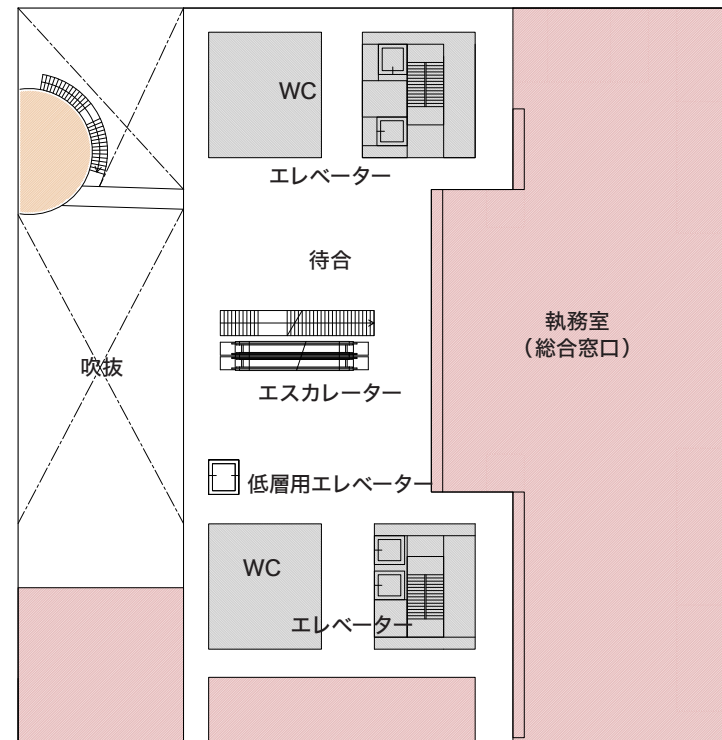
1階平面イメージ

2階

■総合窓口

戸籍や住民票の届出のほか、証明などを交付する総合窓口をワンフロアに配置します。

繁忙期も想定して十分な待合スペースを確保した計画とします。



2階平面イメージ

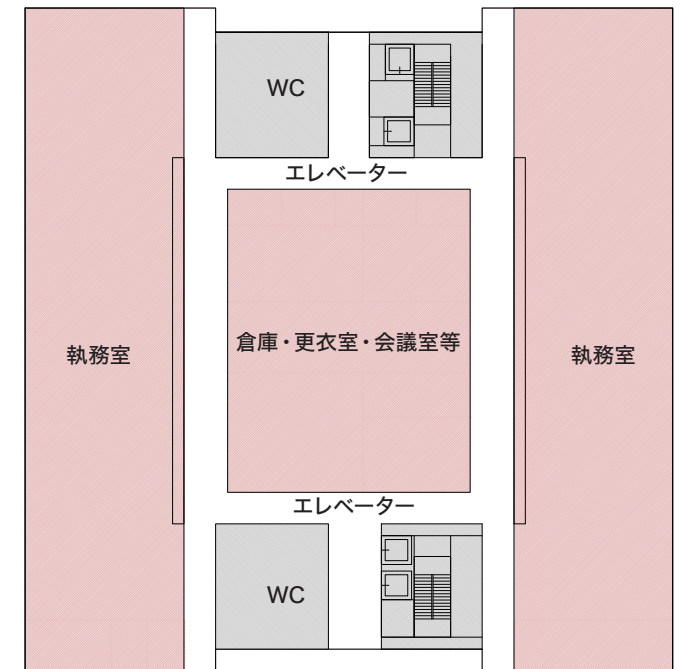
4・6・7階

■機能的・効率的な庁舎

4・6・7階は行政機能を集約して配置し、事務効率の向上が図れるよう配慮します。

執務室は外周部に面して配置し、自然採光・通風を積極的に取り入れた計画とします。

フロア中央部はフレキシブルな間仕切りが可能なエリアです。倉庫・更衣室・相談室や会議室等の執務をサポートする諸室を配置し、将来的な用途変更にも柔軟に対応できるよう配慮します。

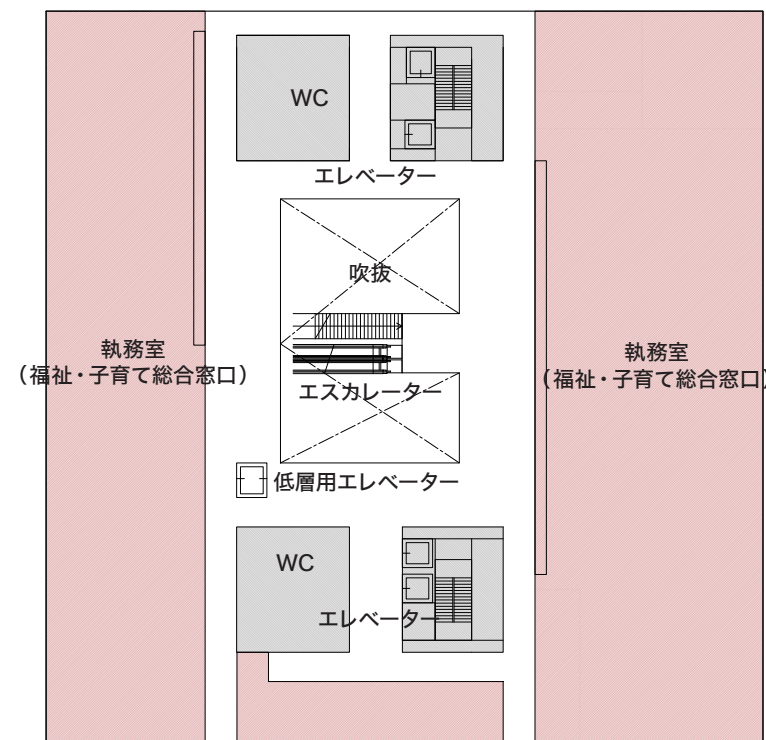


4・6・7階平面イメージ

3階

■福祉・子育て総合窓口

3階には福祉・子育て総合窓口をワンフロアに配置します。

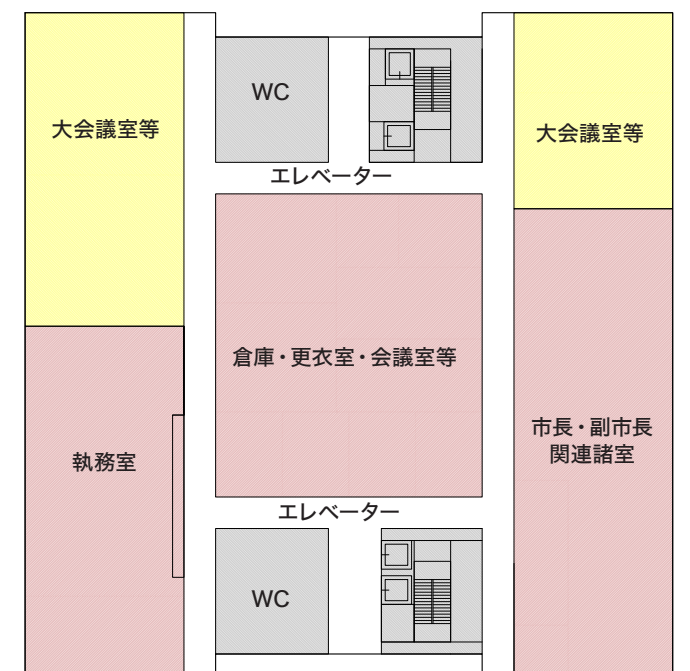


3階平面イメージ

5階

■安全・安心な庁舎

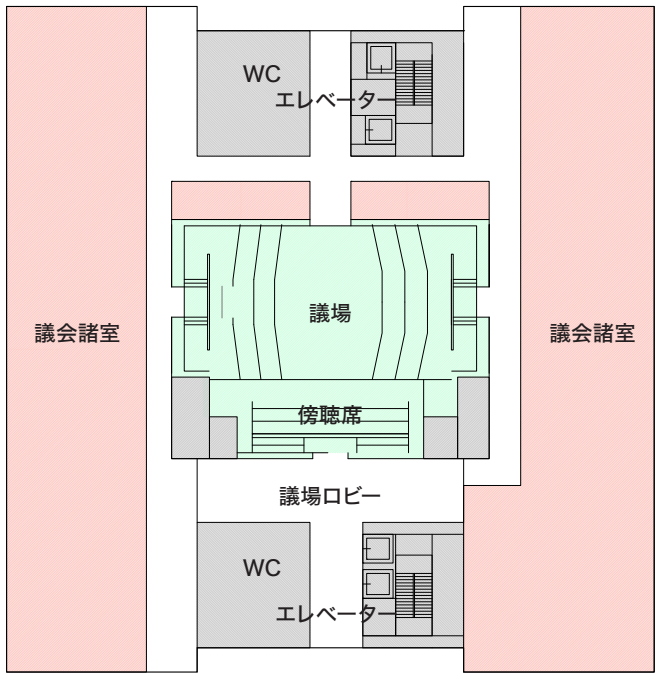
災害時に対策本部となる防災関連諸室や大会議室を配置し、迅速な対応が可能となるよう市長室等を5階に配置します。



5階平面イメージ

8階

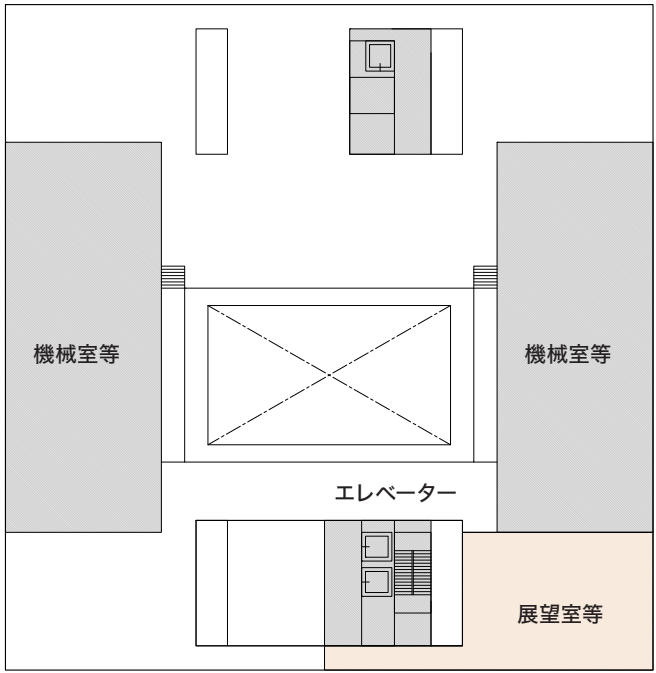
■独立性を保ちつつ、市民に開かれた議会
議会機能は8階に集約して配置します。
議場をフロア中央に配置し、委員会室や議員控室等を外周部に配置することで、傍聴者の動線と議会関係者の動線を明確に区分しながらも市民に開かれたゾーニングとします。



8階平面イメージ

9階

■展望スペース
最上階である9階には機械室を配置するほか、展望スペースを設置し、旭川の景観を展望できる計画とします。



9階平面イメージ